

## 個人情報及び個人番号の取扱いについて

### ●個人情報及び個人番号の利用目的について

- 1 公益財団法人名古屋市中企業共済会は、取得した個人情報及び個人番号を下記の業務並びに利用目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

#### (業務内容)

- (1) 従業員の退職金共済に関する事業及びこれに付随する業務
- (2) 従業員等の福利厚生に関する事業及びこれに付随する業務
- (3) その他前2項の目的達成に必要な事業及びこれに付随する業務

#### (利用目的)

- (1) 共済契約者・会員企業主（事業主）との共済契約により取得した個人情報は
  - ・各共済契約の継続・維持管理、加入資格・受給資格の確認に利用
  - ・福利厚生事業（慶弔給付金の支払い、厚生事業での補助金の支払いや貸付あっせん事業など）に利用
  - ・退職金共済事業（退職金の支払いなど）に利用
- (2) 厚生事業への参加、利用資格の確認、連絡・案内及び記録に利用
- (3) 永年勤続表彰の実施に際して被表彰資格の確認に利用
- (4) 当会の共済事業の事務手続き、各種サービスの案内・提供に利用
- (5) 事業所等へ広報・案内に利用
- (6) ご本人であること又はご本人の代理人であることの確認に利用
- (7) その他、共済契約を適切かつ円滑に履行するために利用
- (8) 退職金共済契約により取得した個人番号については、源泉徴収事務にのみ利用

#### (共同利用)

当会は、当会の実施する事業間において、以下のとおり個人データを共同して利用させていただくことがあります。

##### (1) 共同利用の項目

事業所名、代表者名、所在地、電話番号、FAX番号その他事業所に関する情報

##### (2) 共同利用の範囲

当会が行う退職金共済事業、福利厚生事業の契約内容の確認又は広報、案内などで共同利用いたします。

- 2 当会は、公表した利用目的を変更する場合には、変更する利用目的につい

て公表いたします。

- 3 当会は、個人情報（特定個人情報を除く。）をあらかじめ本人の同意を得ることなく第三者に提供いたしません。ただし、次の場合を除きます。
  - (1) 法令に基づく場合
  - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難なとき。
  - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難なとき。
  - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
  - (5) 業務委託契約に基づいて、個人情報の全部又は一部の取扱いを第三者に委託している場合
  
- 4 当会は、次の場合を除き、特定個人情報を第三者に提供いたしません。
  - (1) 個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。
  - (2) 特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継が行われたとき。
  - (3) 個人情報保護委員会から特定個人情報の提出を求められたとき。
  - (4) 国会による審査若しくは調査の手續、訴訟手續その他の裁判所における手續、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査が行われるときその他の公益上の必要があるとき。
  - (5) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合で、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - (6) 法令に基づく場合

#### ●情報の開示、訂正・追加・削除、利用停止又は消去の手續について

- 1 当会では、保有個人データについて本人から次に掲げる開示等の申し出があったときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の定めに基づいて適切に対応させていただきます。
  - (1) 保有個人データの開示の請求
  - (2) 保有個人データの内容が事実と異なる場合における、訂正・追加又は削除の請求
  - (3) 保有個人データが目的外に利用されている場合における、利用停止又は消去の請求
  - (4) 保有個人データが不正に取得された場合における、利用停止又は消去の請求

- (5) 保有個人データが第三者への提供の制限を超えて第三者に提供されている場合における、第三者提供停止の請求

## 2 開示等の手順

- (1) お申し出は、本人又は代理人によることも可能です。
- (2) 「開示等の請求」のお申し出は、下記の窓口へお越し下さい。
- 住 所 〒464-0856 名古屋市千種区吹上二丁目6番3号  
名古屋市中小企業振興会館6階  
公益財団法人名古屋市中小企業共済会  
電話番号 052-735-2131
- (3) 「開示等の請求」に際して提出すべき書類は、
- ① 当会所定の請求書  
「保有個人データ開示請求書」  
「保有個人データ訂正等請求書」  
「保有個人データ利用停止等請求書」
  - ② 本人確認のための書類（※）  
運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明書など
  - ③ 代理人による場合（※）  
②の書類のほか、法定代理人（親権者又は成年後見人）については、法定代理人であることを証明する書類、委任による代理人である場合は、当会所定の「委任状」、本人及び代理人の印鑑証明書  
（※）詳しくは当会にてお尋ねください。
- (4) 開示に係る手数料  
手数料は無料ですが、郵送をご希望の場合は郵送料実費相当をご負担いただきます。
- (5) 「開示等の請求」に対する回答方法  
ご本人あてに書面により回答いたします。（委任による代理人からの申請の場合は郵送にて、ご本人に回答いたします）法定代理人による申請の場合には、法定代理人あてに回答いたします。
- (6) 「開示等の請求」に関して取得した個人情報の利用目的  
開示等の請求に必要な範囲内でのみ利用いたします。
- (7) 保有個人データの不開示事由について  
次の場合は、不開示とさせていただきます。不開示を決定した場合には、その旨理由を付して通知いたします。
- ① 請求書に記載されている住所、本人確認のための書類に記載されている住所、当会に届け出られた住所が一致しないなど本人の確認ができない場合
  - ② 代理人による申請の場合で、代理権が確認できない場合
  - ③ 所定の申請書類に不備がある場合

- ④ 実費相当額のお支払いがない場合
- ⑤ 開示等の求めの対象が「保有個人データ」に該当しない場合
- ⑥ 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある場合
- ⑦ 当会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ⑧ 法令に違反することとなる場合

●個人情報及び個人番号に関するお問い合わせ等について

当会の個人情報及び個人番号に関するお問い合わせ、苦情については、以下の窓口までお申し出下さい。

(1) 電話の場合

公益財団法人名古屋市中小企業共済会      電話番号 052-735-2131

(2) 来会・お手紙の場合

〒464-0856 名古屋市千種区吹上二丁目6番3号

名古屋市中小企業振興会館6階

公益財団法人名古屋市中小企業共済会